西三河公立小中学校事務職員研究会　会　則

第一章　総　則

第一条「名称、事務局」

この会は、西三河公立小中学校事務職員研究会と称し、事務局は、会長在任校に置く。

第二条「目的」

この会は、会員相互の緊密な連携のもとに、学校事務の研究と会員の社会的地位の向上、学校教育の円滑な運営に寄与するための優秀な事務職員の育成と会員相互の情報交換をはかることを目的とする。

第三条「事業」

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

一　学校事務に関する研究
二　会員の資質ならびに社会的地位の向上に関する事項
三　この会と目的を同じくする他団体との連絡提携に関する事項
四　その他この会の目的達成のため必要な事項

第二章　組　織

第四条「会員」

この会は、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町の公立小中学校、特別支援学校、義務教育学校に勤務する事務職員およびこれに準ずる者をもって組織する。

第五条「地区」

この会に、８地区（岡崎、碧南、刈谷、安城、西尾、知立、高浜、幸田）を置き、地区に代表者を置く。

第三章　機　関

第六条「議決機関の設置」

この会に、議決機関として次の機関を置く。

一　総会
二　理事会

２　前項各機関の議決は、参加者の過半数とする。

第七条「総会」

総会は、この会の最高議決機関で毎年１回開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開催することができる。

２　総会は参集して、もしくはICTツール等を利用し参集せずに開催することができる。参集せずに開催する場合は、書記が総会議事の運営及び進行を担当する。

３　総会の議決事項は、次のとおりとする。

一　会則の改正
二　事業計画の審議
三　予算の審議、決算の承認
四　会長、会計監査の選出
五　役員の報告

六　その他必要な事項

第八条「理事会」

理事会は総会に次ぐ議決機関で、理事および役員等をもって構成する。

２　理事は、地区の代表者をもってこれにあてる。理事の定数は、２０校までの地区は１名とする。ただし、２０校以上の地区は、２０校につき１名とする。端数を生じた場合は切り上げる。

３　理事会は、会長が必要と認めるときに召集し、次の事項を審議する。

一　総会議案の審議
二　総会選出役員候補者の推薦
三　総会において付託された事項の議決
四　その他会長が必要と認めた事項の議決

第四章　役員、会計監査および顧問

第九条「役員の種類」

この会に、次の役員を置く。

一　会長　　１名
二　副会長　　若干名
三　書記　　若干名
四　会計　　１名
五　部長　　２名

第十条「会計監査」

この会に会計監査を２名置く。

２　会計監査は理事会および役員会に出席して意見を述べることができる。

第十一条「顧問」

この会に、顧問を若干名置くことができる。

第十二条「役員等の任務」

役員等は、それぞれ次の事務をつかさどる。

一　会長は、この会を代表し、会務をつかさどる。
二　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
三　書記は、会議の議事を詳細に記録し、その後の資料にするために議事録を残しておく。
四　会計は会の予算管理をおこない､年度末決算を監査承認されるまでの任にあたる。
五　部長は、会務を執行する。
六　会計監査は、この会の会計を監査する。
七　顧問は、会長の諮問に応じる。

第十三条「役員等の任期」

役員の任期は１年とする。ただし再任は妨げない。補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条「役員等の選出方法」

役員等の選出は次の方法による。

一　会長、会計監査は理事会の推薦により総会において選出する。
二　副会長、書記、会計、部長は会長が決定する。
三　役員以外の理事は、各地区で選出する。ただし原則として役員等と兼ねることが

できない。

第十五条「役員会」

会長は、必要に応じ役員会を召集することができる。

２　役員会は、会長、副会長、書記、会計、および部長をもって構成する。

第十六条「事業部会および特別委員会」

事業の執行を円滑にするため、次の部会をおき各部に部長をおく。

一　研究研修部においては、研究、研修に関することをおこなう。

二　事務支援部においては、学校事務の支援に関することをおこなう。

２　前項各部の部員は、各地区より選出し、配属する。（原則、地区の会員数１０名につき１名とし、端数を生じた場合は、四捨五入する。）

３　事業の執行にあたって会長が特に必要と認めるときは、特別委員会をおくことができる。

一　特別委員会は、会長から委任された事業を執行する。

二　特別委員会の長及び委員は会長が委嘱する。

三　特別委員会の長は役員に準ずる。

第五章　会　計

第十七条「会費」

この会の経費は、会費、補助金およびその他の収入をもってこれにあて、会費は１校につき１会計年度５，５００円とする。ただし、必要が生じた場合は理事会の承認を得て臨時に徴収することができる。

第十八条「会計年度」

この会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第六章　雑　則

附　則

１　愛知県公立小中学校事務職員研究会西三河支部規約（昭和４１年４月１日施行）はこれを廃止する。

２　この会は、愛知県公立小中学校事務職員研究会の西三河支部にあたる。

３　会長は、愛知県公立小中学校事務職員研究会の理事の任にあたる。

４　会長は、愛知県公立小中学校事務職員研究会の部局員を推薦する。

５　地区の代表者のうち１名は、愛知県公立小中学校事務職員研究会の市町村代表者会の代表の任にあたる。

６　この会則は、平成６年４月１日より施行する。

平成　７年　４月１１日改正
平成１１年　４月１３日改正
平成１８年　４月１１日改正
平成２１年　４月１３日改正
平成２３年　４月１３日改正
平成２４年　４月１３日改正
平成２５年　４月１２日改正
平成２８年　４月１４日改正
令和　元年　５月　８日改正
令和　３年　５月１１日改正
令和　５年　５月　９日改正
令和　７年　５月　８日改正